

ID: 11

担当部署: 住民課

処分の概要	印鑑登録証明書の交付		
例規名 根拠条項	高根沢町印鑑条例 第13条第2項		
例規番号	昭和52年条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条の規定による。 (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添え、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認のうえ、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付しなければならない。</p> <p>3 前2項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票等に登録されている第5条第2項第3号から第8号までに掲げる事項(以下「印鑑登録証明事項」という。)について電子計算機器により出力し、この写しが登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。</p> <p>4 前項に規定する方法による印鑑登録証明書の作成ができない場合は、印鑑登録証明事項の複写機による写し又は当該申請に係る者の申し出により、登録印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が登録されている印影と相違ないことを証明する方法によって作成した印鑑登録証明書をもってこれに代えることができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日